

ふるさと熊野

筆道資料の探訪

国産「新庄墨」と墨屋

『芸藩通志』の熊野村の頃に「居民農余行賈の者あり」とあります。行賈とは行商の事であり、この風習がいつごろから熊野村で始まったのか其の起源は定かではありませんがおそらく享保時代の末頃から元文始年（一七三六）にはすでに行われていたと考えられます。

広島藩は文政年間（一八一八—一八三〇）における事業としては「工芸の奨励」による安芸国の国産増殖を計っていたのです。

文政十三年（天保元年—一八三〇）三月、広島藩主は沼田郡新庄村に製墨場を設置した、之がいわゆる「新庄墨」の製造です。

この時、奈良から広島へ招いた製墨師は中川半次郎と其の子の庫次郎、その徒弟の善助、源助、恵助、恒助、善作、善兵衛、儀助、安兵衛、助次郎の十一名でした。

勿論広島藩の製墨所であった関係で「勘定所御山方掛」の管理になっていたし、一切の事務もこの「御山方掛」で取扱っていた。

またこの墨を製造する主材となった「松煙」の御用引受と改役として三月に西白島町の佐伯屋庄蔵が命ぜられています。

また当時は「松煙」を造る方法も製法上いろいろな問題があったもの

と見え墨製松煙方の方法について、どんな事でもよい諸事に心得のあるもの又は心付いたことは御勘定所に申出よ、と触れを出しているし又墨を造る方法について或は職人についても帳元まで「願出よ」と命じています。

こういうところをみるとこの製墨事業は技術上も又職人の充実という面からも相当に困難な問題があったものと考えられます。

願書（以下現代文に訳す）

一、此度、御山方において墨の試験的な製法を実施するため、沼田郡新庄村にその製造場所をきめ、御役所でその構をつくって、この程出来あがった

墨製造に関する取扱は御役所において行う

一、墨屋どもも大いにこれを好んでいるので近々製品も出来る（墨屋とは墨販賣の商人のこと）

一、これまでは南部の墨師である中川半次郎らよりの御値段よりは、すこし引下げて渡しているから、この点は半次郎とよく打合せること

（南部とは奈良のことです。新庄村で製造されここより販売された「新庄墨」はその製法技術とも「奈良墨」の技術を導入したことが考えられます）下略

参考

新庄墨の製造所（波田勝氏）

天保六年

安芸郡

熊野村

御觸状写し帳

乙未歳

住屋

貞右衛門

合 八拾人

右人別之者積年上方にて墨筆仕入諸国江持行賣買渡世仕来り申候処
近年御国産御製墨御賣弘め被遊度思召に付私共へ御用懸り被仰付右商
人共賣弘方申談少々宛度々持下り賣試候得共代呂物生合不宜故力賣不
申然ル処御製墨是多分出来生合宜敷相成候に付熊野七郷内商人出情賣
捌被為仰付度に付御手元江御役所通り又御頭書を以御示談振も被為在
右に付私共并に右商人人別御呼出し御趣意厚く御示談にて御国恩冥加

之為にも出情賣弘め候様御談之趣一統感服仕り併上方仕入仕候得者代
呂物生合宜敷下直にも御座候已来御製墨賣弘め申候得者右商人人別丈
け株に被成下外商人共上方墨筆は素又何方之筆墨に而も賣買不相成様
被仰付被下候得者随分出情賣捌仕候段申出仕候其儀は如何様とも追々
御歎遣し可申候間先此度仕入又御製墨丈夫々仕入持下り可然然ル上者
御上向之処幾重にも骨折株に相成候様歎遣し可申被仰談候に付商人之
面々此先き株に相成候と相心得御承知之通り去冬仕入多分仕持下り申
候得共是も未賣先キメト書著御座候而持下り候儀にも無御座候全く此
先き賣弘り候得者御国益にも相成尚株にも相成り候儀と相心得居申候
間幾重にも御上向へ厚被仰上株方御聞届けに相成候様奉願上候右書付
を以奉申上候 以上

御製墨方御用懸り

熊野村

貞右衛門

同

貞治

同

勘三郎

(天保二年)

末極月

割庄屋同格 上瀬野村

直兵衛殿

(直兵衛は割庄屋、野村孫兵衛の子息です)

前段之通り歎出仕候右一条去冬御役所通り御頭書を次御示談被為在

早速右御用懸り并ニ商人入別手元へ呼出し御趣意厚示談仕候処商人至極感服仕御国恩にも賣弘め御国益に相成候様取斗申度段一統申出仕併し上方仕入筆墨性合宜其上直段も下直諸国にも年来遣ひ覚其所へ御國

用懸り筆頭の貞右衛門がその屋号を住屋と名付けた由来も之の墨屋からきた名称と考えられます。

産製墨持下り上方代呂物に同様性合御座候而も急に難弘め其上上方代呂物とは余程性合不自然るを賣弘め候得者上方筆墨は勿論何方にても前段人別之外賣買不相成事ニ御成向被下候得者追々上方仕入相止め御製墨斗持下り候様相成可申左候へは御益にも相成候間前条歎出候通り人別之者已来株に相成候様御判談之上早々被仰付可被下候然る上者尚々出情賣捌申候様御趣意之段厚く相守せ可申と奉存候右之段御歎申上候依而書付取次差上申候 以上

(代呂物とは商品の事です。広辞苑等では「代物」になっています。)

末 極 月

割庄屋同格 上瀬野村

直 兵 衛 判

製墨方

御 役 所

芸藩通志に云う行賣の者(筆墨の行商人)が天保二年には熊野村で巳に八十人もいたのです。

新しく完了した御国産「新庄墨」は御用懸りの貞右衛門、貞治、勘三郎をはじめこの人々に依って諸国に賣捌されました。

当時は、これら墨筆行商人の事を墨屋と呼んだとありますが製墨方御